

クレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料払込期日	初回保険料については、保険期間の初日の属する月の翌月末をいい、第2回目以降分割保険料については、この保険契約に適用される保険料を分割して払い込むことを定める特約に規定する払込期日をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
追加保険料払込期日	初回追加保険料については、変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいい、第2回目以降分割追加保険料については、この保険契約に適用される追加保険料を分割して払い込むことを定める特約に規定する払込期日をいいます。
初回追加保険料	追加保険料（注）を一時に払い込む場合は、当社が請求した追加保険（注）の総額をいい、追加保険料（注）を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。 （注）追加保険料 この保険契約の保険期間が1年を超える場合は、変更日の属する保険年度に対する追加保険料をいいます。
保険年度	保険期間の初日またはその応当日から1年間をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数に分割した金額であって、変更手続き完了のお知らせに記載された金額をいいます。
変更日	訂正の申出または通知すべき事項等の通知に基づき契約内容を変更する日（注）をいいます。 （注）契約内容を変更する日 普通保険約款第4章 基本条項第6条（契約後に通知いただく事項－通知義務）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料払込期日までに、クレジットカードによって保険料（注1）を払い込むことができます。

（注1）保険料

保険料を一括して払い込む場合は初回保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は初回保険料および第2回目以降の分割保険料をいいます。

(2) 本条(1)の場合、保険契約者は、保険契約締結の後遅滞なく、当会社の定める通信方法により、当会社所定の連絡先に対して通知を行うことにより、当会社にクレジットカードに関する情報を通知しなければなりません。ただし、既に本条(3)の①の登録が行われている場合を除きます。

(3) 当会社は、本条(2)の規定により保険契約者からクレジットカードに関する情報の通知を受けた場合（注2）は、次のことを行います。

① クレジットカードに関する情報を登録すること。

② クレジットカード会社へクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うこと。

（注2）保険契約者からクレジットカードに関する情報の通知を受けた場合

本条(2)のただし書の場合は、クレジットカードに関する情報の通知を受けたものとみなします。

(4) 当会社は、本条(3)の①の登録および②の確認ができた時点で保険料（注1）の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

(1) 保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前の事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款第4章 基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。

(3) 保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めたときには、当会社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。

(4) 前条の規定により保険契約者が第2回目以降の分割保険料を払い込む場合、当会社は、この保険契約に適用される保険料を分割して払い込むことを定める特約の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠った場合に生じた事故の取扱いに関する規定を適用します。

(5) 当社がクレジットカード会社から保険料（注）相当額を領収できない場合には、前条(4)の規定を適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料（注）相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料（注）が払い込まれたものとみなして、同条(4)の規定を適用します。

(注) 保険料

保険料を一括して払い込む場合は初回保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は初回保険料および第2回目以降分割保険料をいいます。

第4条 (追加保険料の払込方法)

(1) 保険契約者または被保険者が、訂正の申出または通知事項等の通知を書面または当会社の定める通信方法により当会社所定の連絡先に行い、当会社がこれを承認または受領する場合において、当会社が追加保険料(注1)を請求したときは、保険契約者は追加保険料払込期日までに、クレジットカードによって追加保険料(注1)を払い込むことができます。

(注1) 追加保険料

追加保険料を一括して払い込む場合は初回追加保険料をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は初回追加保険料および第2回目以降の分割追加保険料をいいます。

(2) 本条(1)の場合、保険契約者は、保険契約締結の後遅滞なく、当会社の定める通信方法により、当会社所定の連絡先に対して通知を行うことにより、当会社にクレジットカードに関する情報を通知しなければなりません。ただし、既に本条(3)の①の登録が行われている場合を除きます。

(3) 当会社は、本条(2)の規定により保険契約者からクレジットカードに関する情報の通知を受けた場合(注2)は、次のことを行います。

- ① クレジットカードに関する情報を登録すること。
- ② クレジットカード会社へクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うこと。

(注2) 保険契約者からクレジットカードに関する情報の通知を受けた場合

本条(2)のただし書の場合は、クレジットカードに関する情報の通知を受けたものとみなします。

(4) 当会社は、本条(3)の①の登録および②の確認ができた時点で追加保険料(注1)の払込みがあったものとみなします。

(5) 保険契約者は、普通保険約款第4章 基本条項第18条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)の⑤に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

第5条 (追加保険料領収前の事故)

(1) 追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款第4章 基本条項第18条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)の①および②の追加保険料の払込みを怠った場合	第9条(解除-保険料不払の場合)(1)の②の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 普通保険約款第4章 基本条項第18条(1)の	初回追加保険料領収前に生じた事故(注1)による損

④の追加保険料の払込みを怠った場合	害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
③ 普通保険約款第4章 基本条項第18条(1)の③および⑤の追加保険料の払込みを怠った場合	初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

(注1) 初回追加保険料領収前に生じた事故

普通保険約款第4章 基本条項第11条(被保険自動車の入替における自動補償の特則)の規定に基づき新規取得自動車を被保険自動車とみなして、この保険契約を適用する場合は、同条に定める取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除きます。

(3) 本条(2)の①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(4) 保険契約者が本条(2)の初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定(注2)を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注2) この規定

第3条(保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替える規定を含みます。

(5) 前条の規定により保険契約者が第2回目以降の分割追加保険料を払い込む場合、当社は、この保険契約に適用される追加保険料を分割して払い込むことを定める特約の第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠った場合に生じた事故の取扱いに関する規定を適用します。

(6) 当社がクレジットカード会社から追加保険料(注3)相当額を領収できない場合には、前条(4)の規定を適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる追加保険料(注3)相当額の全部または一部を既に支払っている場合には、その保険料(注)が払い込まれたものとみなして、同条(4)の規定を適用します。

(注3) 追加保険料

追加保険料を一括して払い込む場合は初回追加保険料をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は初回追加保険料および第2回目以降の分割追加保険料をいいます。

第6条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

(1) 第2条(保険料の払込方法)(4)の保険料(注1)相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料(注1)を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料(注1)相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い

込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。

(注1) 保険料

保険料を一括して払い込む場合は初回保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は初回保険料および第2回目以降分割保険料をいいます。また、第4条（追加保険料の払込方法）の規定により、追加保険料が払い込まれる場合は、追加保険料を含みます。

(2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条(1)の規定により当社が保険料（注1）を請求し、保険契約者が遅滞なく当該保険料（注1）を支払ったときは、第2条（保険料の払込方法）(4)の規定（注2）を適用します。

(注2) 第2条（保険料の払込方法）(4)の規定

第4条（追加保険料の払込方法）の規定により、追加保険料が払い込まれる場合は、第4条（追加保険料の払込方法）(4)の規定を含みます。

第7条（保険料の返還の特則）

普通保険約款第4章 基本条項第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）、同章第19条（保険料の返還－無効、取消または失効の場合）、同章第20条（保険料の返還－解除または解約の場合）および普通保険約款に付帯される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料（注）相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により、保険契約者が保険料（注）を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料（注）相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料（注）相当額を領収したものとみなして保険料を返還します。

(注) 保険料

保険料を一括して払い込む場合は初回保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は初回保険料および第2回目以降分割保険料をいいます。また、第4条（追加保険料の払込方法）の規定により、追加保険料が払い込まれる場合は、追加保険料を含みます。

第8条（保険料払込み前の保険金支払）

(1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者、損害賠償請求権者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料（注）の払込み前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料（注）を当社に払い込まなければなりません。

(注) 初回保険料

第4条（追加保険料の払込方法）の規定により、追加保険料が払い込まれる場合は、初回追加保険料を含みます。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料（注）を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料（注）が払い込まれたものとみなしてその事故に対して保険金を支払います。

(3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日までに初回保険料（注）の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当社は、下表に定める保険金の額の返還を請求

することができます。

区分	返還を請求できる保険金の額			
① 普通保険約款第4章 基本条項第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の①および②に定めるところに従い請求したものである場合	事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額			
② 普通保険約款第4章 基本条項第18条(1)の④に定めるところに従い請求したものである場合				
③ 普通保険約款第4章 基本条項第18条(1)の③および⑤に定めるところに従い請求したものである場合	<p>次の算式により算出される額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 45%; padding: 5px;"> 第5条（追加保険料領収前の事故）(2)の③の保険金の額 </td> </tr> </table>	事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額	-	第5条（追加保険料領収前の事故）(2)の③の保険金の額
事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額	-	第5条（追加保険料領収前の事故）(2)の③の保険金の額		

第9条（解除－保険料不払の場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合
- ② 追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加保険料の払込みがない場合

(2) 本条(1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① 本条(1)の①による解除の場合は、保険期間の初日
- ② 本条(1)の②による解除の場合は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末または保険期間の末日のいずれか早い日

(3) 第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者が第2回目以降の分割保険料（注）を払い込む場合、当社は、この保険契約に適用される保険料を分割して払い込むことを定める特約の第2回目以降の分割保険料（注）の払込みを怠った場合における保険契約の解除に関する規定を適用します。

（注）第2回目以降の分割保険料

第4条（追加保険料の払込方法）の規定により、追加保険料が払い込まれる場合は、第2回目以降の分割追加保険料を含みます。

(4) 当社は、保険契約者が第6条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）（2）の保険料の支払を怠った場合は、保険契約者にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。